

(別紙) 水道管布設工事の業種区分の変更について

項目	令和3年度まで	令和4年度から令和6年度まで	令和7年度から
1. 業種区分	上水道管工事 ※「土木一式工事」、「管工事」、「水道施設工事」のいずれかの業種で登録し、上水道管工事での受注を希望していること	水道施設工事 ※「土木一式工事」、「管工事」、「水道施設工事」のいずれかの業種で登録し、水道施設工事での受注を希望していること	水道施設工事 ※「水道施設工事」の業種登録(必須)
2. 必要な建設業許可等	次のいずれかの建設業許可及び経審 「土木一式工事」、「管工事」、「水道施設工事」		「水道施設工事」の建設業許可及び経審(必須)
3. 等級格付(ランク) *市内業者のみ	上水道管工事	水道施設工事	
4. ランクの客観的点数	土木一式工事、管工事、水道施設工事のうち高い点数		水道施設工事
5. 配置技術者	(1) 監理技術者 「土木一式工事」、「管工事」、「水道施設工事」いずれかの業種資格を有する者であること (2) 主任技術者(以下のうち、いずれかを取得している者) ①一級又は二級土木施工管理技士 ②一級又は二級管工事施工管理技士 ③一級又は二級建設機械施工技士 ④技術士(アからエのいずれか) ア) 建設部門 イ) 上下水道部門 ウ) 衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理) エ) 総合技術監理部門(衛生工-水質管理、廃棄物管理) ⑤実務経験者*		(1) 監理技術者 「水道施設工事」の業種資格を有する者であること (2) 主任技術者(以下のうち、いずれかを取得している者) ①一級又は二級土木施工管理技士 ②技術士(アからカのいずれか) ア) 建設部門 イ) 上下水道部門 ウ) 衛生工学部門(水質管理又は廃棄物管理) エ) 総合技術監理部門(上下水道) オ) 総合技術監理部門(衛生工学一般-水質管理)

項目	令和3年度まで	令和4年度から令和6年度まで	令和7年度から
5. 配置技術者	<p>(3) 営業所専任技術者</p> <p>① 一般建設業（アからウのうち、いずれかを取得している者）</p> <p>ア) 一級又は二級土木施工管理技士</p> <p>イ) 一級又は二級管工事施工管理技士</p> <p>ウ) 実務経験者*</p> <p>② 特定建設業（アからウのうち、いずれかを取得している者）</p> <p>ア) 一級土木施工管理技士又は管工事施工管理技士</p> <p>イ) 大臣がア)と同等以上の能力を有すると認定した者</p> <p>ウ) ①の要件をクリアした指導監督的実務経験者</p> <p>※指導監督的実務経験とは、元請として請負金額4,500万円以上の工事において2年以上、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう</p> <p>(4) 実務経験者*（以下のうち、いずれかを取得している者）</p> <p>① 学歴＋実務経験（アからウのいずれか）</p> <p>ア) 高等学校の指定学科卒業後＋5年以上</p> <p>イ) 大学及び高専の指定学科卒業後＋3年以上</p> <p>ウ) 大学の指定学科卒業後＋3年以上</p>		<p>カ) 総合技術監理部門（衛生工学一般－廃棄物管理）</p> <p>③ 実務経験者*</p> <p>(3) 営業所専任技術者</p> <p>① 一般建設業（アからイのうち、いずれかを取得している者）</p> <p>ア) 一級又は二級土木施工管理技士</p> <p>イ) 実務経験者*</p> <p>② 特定建設業（アからウのうち、いずれかを取得している者）</p> <p>ア) 一級土木施工管理技士</p> <p>イ) 大臣がア)と同等以上の能力を有すると認定した者</p> <p>ウ) ①の要件をクリアした指導監督的実務経験者</p> <p>※指導監督的実務経験とは、元請として請負金額4,500万円以上の工事において2年以上、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう</p> <p>(4) 実務経験者*（以下のうち、いずれかを取得している者）</p> <p>① 学歴＋実務経験（アからウのいずれか）</p> <p>ア) 高等学校の指定学科卒業後＋5年以上</p> <p>イ) 大学及び高専の指定学科卒業後＋3年以</p>

項目	令和3年度まで	令和4年度から令和6年度まで	令和7年度から
5. 配置技術者	<p>※指定学科…土木、建築、機械、都市、衛生各工学</p> <p>②実務経験（土木、管、水道施設に関する）10年以上</p> <p>(5)水道技術者及び技能者</p> <p>①水道技術者</p> <p>ア)給水装置工事主任技術者</p> <p>②水道技能者</p> <p>ア)公益社団法人日本水道協会が実施する配水管工技能講習会を受講し、配水管技能者名簿（耐震登録）に登録された者</p> <p>イ)財団法人給水工事技術振興財団より、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者又は公益財団法人給水工事技術振興財団より、給水装置工事配管技能検定会の合格証書を授与された者</p> <p>ウ)公益社団法人日本水道協会が過去に認定した「第1種技能者」の資格を有する者</p>		<p>上</p> <p>ウ)大学の指定学科卒業後＋3年以上</p> <p>※指定学科…土木、建築、機械、都市、衛生各工学</p> <p>②実務経験（土木(注1)、水道施設に関する）10年以上</p> <p>(5)水道技術者及び技能者</p> <p>①水道技術者</p> <p>ア)給水装置工事主任技術者</p> <p>②水道技能者</p> <p>ア)公益社団法人日本水道協会が実施する配水管工技能講習会を受講し、配水管技能者名簿（耐震登録）に登録された者</p> <p>イ)財団法人給水工事技術振興財団より、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者又は公益財団法人給水工事技術振興財団より、給水装置工事配管技能検定会の合格証書を授与された者</p> <p>ウ)公益社団法人日本水道協会が過去に認定した「第1種技能者」の資格を有する者</p>

(注 1)水道施設に関するものが含まれていること。なお、配置技術者の登録を土木一式工事・管工事の実務経験によりしていた場合は別途、上記実務経験又は資格が必要になります(同一の工事を、別の配置技術者の実務経験として登録することは出来ません)。